

令和5年3月10日

『令和5年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案』に関する本会議質問 【全文】

立憲民主・社民 野田 国義

立憲民主党の野田国義です。立憲民主・社民会派を代表し、ただいま議題となりました令和5年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

東日本大震災より12年を迎えます。我々は今後とも、与野党なく、犠牲となられた方々に哀悼の誠を捧げ、被災地に寄り添い、復興の歩みを止めてはなりません。

【放送法解釈問題について】

はじめに、言論の自由と法の支配の危機である放送法解釈の改変について触れなければなりません。

高市大臣は、いわゆる高市四文書、「二度の大臣レク結果」と「トップ官僚による大臣と安倍総理との電話報告」について、その内容の全てがねつ造、大臣レクも電話もこの世に存在しなかったと強弁しています。

このため、記録作成の官僚がねつ造行為をしたのかとの質問に対して、尊敬する末松予算委員長からの明確な答弁を促す議事整理権の行使に対しても、政府参考人は最後まで答弁拒否を繰り返しました。

高市大臣、あなたは官邸の密室で磯崎総理補佐官が強要し安倍総理がゴーサインを出した違法な放送法解釈をシナリオ通りに国会で答弁するという暴挙を犯し、そして今、総務省の職員をねつ造犯と侮辱し、更には、総務省の行政文書、すなわち、総務行政そのものの信頼を失墜させようとしています。あなたの罪深さへの批判は党派を超えて広がっています。

あなたのような政治家が国務大臣にあることは許されない、自らの約束通り、速やかに大臣と議員を辞職することを求めますが、高市国務大臣の見解を求めます。

【総論】

岸田政権は、国民の暮らしぶりを今一度よく見て下さい。地方に目を配り、国民の声にもっと耳を傾けて下さい。民の竈は賑わっているように見えますか。竈にくべる薪、その原資たるは国民の血税です。政府は、透明性もなく、用途も追えない、巨額な「予備費」を十数兆円も、累々、積々と、平然と積み増す感覚をお持ちのようなので、この際あえて、苦言を呈しておきます。

国民に、地方に、いつ、いかに、届けるのか、果たしてその効果はどうだったのか。限

られた血税を地方の目線に立って、丁寧な分配に努めることこそが大事です。この国の、どこの地域の、どこの家庭の竈にも、赤々とした火が灯ることに、活路を見出す。それでこそ大切な税の配分というものです。地方税法、地方交付税法の審議に先駆けて、まずこの点について松本総務大臣にご所見をお伺いします。

それでは本題に入ります。

【一般財源総額確保について】

令和 5 年度の地方財政は、一般財源総額について、前年度を上回る水準を確保し、地方交付税総額も前年度を上回る 18.4 兆円を確保し、自治体の要望にも一定応えたものとなっています。また、臨時財政対策債の抑制に加え、交付税特別会計借入金の前倒し償還、国税減額補正の精算の前倒しなど、地方財政の健全化、将来負担の軽減がはかられています。地域の脱炭素化や光熱費高騰対策などにも一定程度、応えたものとなっています。

今回は前年度の繰越金 1.4 兆円に依存した部分が大きく、来年度以降の地方財政を展望すれば、防衛力の抜本的強化やコロナ禍による影響、また社会保障費の増加などが地方の財源に大きく影響することも予想されます。

令和 4 年 6 月に閣議決定された「骨太方針 2022」では、令和 5 年度の地方一般財源総額について、令和 3 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう確保するという方針が踏襲されています。一般財源総額実質同水準ルールによって、一般財源の総額確保が図られている面がある一方、地域活性化、デジタル化、脱炭素化、リスクリングを含めた人への投資、物価高騰対策など地方の財政需要は増大しており、より積極的な一般財源の確保・拡充を図らなければ、一般財源総額実質同水準ルールが財源保障の実質的な上限となり、結果的に国から地方への財源無き義務づけになりはしないかと懸念するものです。令和 6 年度以降の一般財源総額の確保に向けた、松本総務大臣の見解を伺います。

【物価高騰対策について】

物価高騰対策について伺います。光熱費高騰を始めとする物価対策として 700 億円が見込まれています。しかしこれは予算編成時までの調査に基づくものです。今後の物価の推移は不透明ですが、さらに高騰した場合、自治体運営や住民サービスの維持を図るため、年度途中でも交付税の補正や特別交付税による支援等を行う必要が出てくると思われます。今後の物価高騰に伴う自治体への追加財政措置についての松本総務大臣のお考えをお聞かせください。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお尋ねいたします。新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 月より 2 類相当から 5 類に変わります。本交付金については、様々指摘はなされていますが、事実上一般財源の代わりとして活用されている部分もあります。地方団体から、縮減や廃止への懸念も出されていますが、新型コロナウイルス感染症対策に関しては、感染症法上の位置付けの変更にかかわらず、引き続き国の責任において迅速かつ十分な財政支援を行う必要があります。地方の声を聴きつつ、縮減す

るとしても激変緩和を行うなど、財政運営に支障が生じないよう配慮すべきと考えますが、岡田内閣府担当大臣のご所見を伺います。

【地方交付税について】

地方交付税は、自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤です。交付税総額は5年連続で前年度を上回ることになりました。しかし、交付税と臨時財政対策債を合計した実質的な交付税総額は2年連続で前年度を下回っています。地方交付税の総額を安定的に確保するため、国の責任を臨時財政対策債に付け回しするのではなく、総務省の概算要求で毎年度の事項要求にとどまっている「法定率の変更」を本格的に議論すべきと考えます。地方交付税法第六条の三第二項に基づく交付税の法定率の引き上げ等を含めた抜本的な改革に対する松本総務大臣の見解を伺います。

【自動車関係諸税について】

自動車関係諸税についてお尋ねいたします。以前より複雑・過重であることが指摘され、自動車ユーザーはもとより、労働界、産業界などから抜本的な見直しが要望されています。自動車関係諸税については、税制抜本改革法第7条の規定により、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直すこととされていますが、その後、技術革新や保有から利用への変化等、自動車を取り巻く環境が大きく変化するとともに、脱炭素社会の実現への貢献や環境負荷の低減に対する要請も高まっています。自動車関係諸税の抜本見直しに当たってはどのような見直しが行われようとも、社会インフラの維持・管理に支障が生ずることのないよう、地方の財政需要に見合った安定的な財源確保が必要であると考えます。松本総務大臣のご所見を伺います。

【ふるさと納税制度について】

ふるさと納税制度の導入から10年以上が過ぎました。ふるさと納税制度には、そもそも居住地・所在地における受益と負担との関係にそぐわないとの指摘があるほか、地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出し、一過性の予算増加・減少など税収の不安定さが住民サービスの低下をもたらす危険性があること、高所得者ほど大きな節税効果を受けられ、返礼品を目的とした寄附により都市部における地方自治体の財政に与える影響が大きくなっていることなどと、課題は依然として残されています。こうしたふるさと納税の問題点に対する指摘についてどのように受け止めていますか。今回、ふるさと納税に関して、前指定対象期間に係る基準不適合等への対応に関する見直しが行われますが、これらの問題についての検討は行ったのですか、そのうえで問題なしとされたのですか、明らかにしてください。私は、寄付金の本来の趣旨に沿った制度となるよう、見直しを行うべきだと考えるものですが、ふるさと納税の見直しの必要性について、松本総務大臣のご所見を伺います。

【森林環境税及び森林環境譲与税について】

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。令和6年度に「森林環境税」の課税が始

まり、「森林環境譲与税」も満額の 600 億円に引き上げられます。市区町村別の譲与額について、人口を基準の一つとしているため、横浜市や大阪市などの大都市への譲与額が目立つといった問題があります。そのために必要な自治体では額が少なすぎる一方、大都市部では収入はあるものの施策が困難という課題が生じています。「必要がある場合には、豊かな森林環境の再生のために、森林環境譲与税の使途や譲与基準を始め、所要の見直しを行うこと」との附帯決議に基づき、森林環境譲与税の活用状況の進展や地方団体の意見を十分勘案しながら、よりニーズが高い自治体に多く配分し、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討するべきであると考えます。松本総務大臣、いかがですか。

【分権改革について】

本年は、地方分権を推進する決議から 30 年の節目の年です。地方分権推進委員会は、平成 13 年 6 月の最終報告の中で、「未完の分権改革」との認識を示し、完成に近づけていくための数多くの改革課題の第一に、「地方財政秩序を分権型社会にふさわしい新しい姿に再構築すること」をあげています。「税財源の地方分権は、国・地方を通ずる行財政全体の構造改革にとっても重要な要素であり、むしろ不可欠の手段」であることを強調しています。

平成 21 年の地方分権改革推進委員会の第 4 次勧告が、「自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ」を目指し、「国と地方の歳出比率が 4：6 であるのに対し、税源配分が 6：4 であることや、国と地方が対等・協力の関係にあることを考慮し、国と地方の税源配分を 5：5 とすることを今後の改革の当初目標とすることが適当である」としてから 15 年近くになりますが、抜本的な税源移譲は進んでいません。

税源移譲についての考え方と、「未完の分権改革」を完成させていく地方分権の推進に対する松本総務大臣の決意を伺います。

以上、本法案における、“良識の府”、“熟議の参議院”として、国民の為の“充実審議”を切に願い、質問を終わります。